

庁舎管理業務等における最低制限価格を設定した入札の執行について

茨城県管財課が発注する庁舎管理業務及び会計管理課が発注する印刷物製造請負において、平成29年度の契約から、一部の一般競争入札について最低制限価格を設定した入札を執行することとしたのでお知らせします。ついては、入札に参加する際はご留意願います。

【最低制限価格制度】

あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）

<最低制限価格を設定した公告例>

◎入札公告<例>

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成29年×月×日

茨城県知事 橋本 昌

1 担当部局

（中 略）

10 最低制限価格

設定する。

（中 略）

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設定している場合にあつては、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者としな

（以 下 略）